

住宅リフォームに補助金を活用しませんか？



現在お住まいの住宅の増築、改築、修繕などを行う場合、次の条件に該当する方に費用の一部を助成する「住宅改修促進補助事業」を実施します。この事業は令和6年度から令和8年度の3年間の期限付きの制度ですので、補助対象に該当する工事をお考えの方は、ぜひご活用ください。

- ◆ 補助金額 20 万円（補助は同一世帯につき3年間のうちで1回限り）
- ◆ 補助予定件数 50件 } 予定件数を超過しても受付期間中に申請があり、交付条件等に該当するものは原則すべて補助対象とする方針です。そのため抽選はしません。
- ◆ 補助金の交付条件 次の項目にすべて該当していること

対象者	<ul style="list-style-type: none">・羽幌町に住民登録がある方・町税および使用料を滞納していない方・本人および同居の親族が暴力団員でないこと
対象住宅	申請者本人または3親等以内の親族が所有している住宅かつ現在自己が居住している住宅
対象工事	増築工事、改築工事または修繕、模様替え工事
施工業者	事前に「羽幌町住宅改修促進補助事業資格登録」を受けている町内に主たる事業所がある建設業者であること
工事費用	改修工事に要する費用が100万円以上のもの ※設計費や外構工事費（通路舗装、車庫など）、消費税などは補助対象外です
工事期間等	<ul style="list-style-type: none">・令和8年3月10日までに工事が完了し、工事が完了した日から30日以内または同年3月20日のいずれか早い日までに事業完了届を提出すること・他から補助を受けられる場合、その対象費用は含まない場合があります・同一年度で町の空き家対策補助金との併用はできません

- ◆ 申請受付期間 令和7年4月1日(火)～ 令和7年10月31日(金)
- ◆ 申請方法 原則、工事に着手する前に申請が必要です。

} 令和7年度から、申請受付期間や申請書様式、着手届の代わりに交付決定の日から14日以内に契約書等の提出が必要となるなど手続きが一部変更となります。
詳しくは、町ホームページで確認いただくか、町民課町民生活係までお問合せください。

➡ 申請先・お問合せ 町民課町民生活係 ☎ 68-7003(課直通)